綾瀬市一時預かり事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第６条の３第７項に規定する一時預かり事業を実施する保育所等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和５１年綾瀬町規則第１５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　この要綱における補助対象者は、次の各号に掲げる施設の設置者又は当該施設の長とする。

(1) 法第３５条第４項の規定による認可を受けた法第３９条第１項に規定する保育所

(2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第１７条第１項の規定による認可を受けた幼保連携型認定こども園

(3) 法第３４条の１５第２項の規定による認可を受けた法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業を行う事業所

（補助対象事業）

第３条　補助対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、一時預かり事業の実施について（令和６年３月３０日付け５文科初第２５９２号、こ成保第１９１号）の別紙一時預かり事業実施要綱３及び４に規定する事業とする。ただし、幼稚園型Ⅰ及び幼稚園型Ⅱに該当する事業を除く。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、次に掲げる額のいずれか低い額とする。

(1) 別表の基準により算出した補助基準額と補助事業に要した　経費の実支出額のいずれか低い額

(2) 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額

（交付申請及び提出期限）

第５条　補助金の交付を受けようとする補助対象者は、綾瀬市一時預かり事業補助金

交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 一時預かり事業補助金算出内訳書・実績内訳書（第２号様式）

(2) 一時預かり事業実施計画書・実績書（第３号様式）

２　前項の申請書の提出期限は、当該年度の９月末までとする。ただし、当該年度１０月１日以降に補助事業を開始した場合は、補助事業を開始した月の末日までとする。

（決定の通知）

第６条　規則第７条の規定による通知は、綾瀬市一時預かり事業補助金（変更）交付決定通知書（第４号様式）によるものとする。

（申請の取下げ）

第７条　規則第８条第１項に規定する市長の定める期日は、交付決定を受けた日から起算して１０日を経過した日とする。

（変更等の承認）

第８条　規則第６条第１号又は第２号の規定による承認を受けようとする場合は、綾瀬市一時預かり事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第５号様式）に変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載し、関係書類を添付し、市長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第９条　補助金は、年額を交付決定した後、２分の１相当額を交付し、残額は実績に基づき所要額を交付する。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

（実績報告）

第１０条　規則第１２条第１項による実績報告は、綾瀬市一時預かり事業補助金実績報告書（第６号様式）によるものとし、同項に規定する市長の定める期日は、当該会計年度終了後の４月１５日までとする。

（書類の整備等）

第１１条　補助金の交付を受けた補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出を法人会計及び施設会計に分け、その経理状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、それらに関する証拠書類を整備し、保管するものとする。

２　前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起

算して５年間保存するものとする。

（委任）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、公表の日から施行し、平成２１年４月１日から適用する。

附　則

（施行期日等）

１　この要綱は、平成２２年１０月４日から施行し、平成２２年４月１日から適用する。

（補助金交付申請期限の経過措置）

２　この要綱による改正後の綾瀬市保育対策等促進事業費補助金交付要綱第５条２項の規定中「９月末」とあるのは、平成２２年度の補助金交付申請については、「１１月５日」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日等）

１　この要綱は、平成２５年５月２０日から施行し、平成２５年４月１日から適用する。

附　則

（施行期日等）

１　この要綱は、平成２５年１０月１日から施行する。

附　則

（施行期日等）

１　この要綱は、平成２６年７月１１日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。

附　則

（施行期日等）

１　この要綱は、平成２７年１２月２４日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　第５条第２項の規定中「９月末」とあるのは、平成２７年度の補助金交付申請については、「１月８日」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日等）

１　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附　則

（施行期日等）

１　この要綱は、令和２年６月３０日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附　則

（施行期日等）

１　この要綱は、令和３年５月２６日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附　則

（施行期日等）

１　この要綱は、令和４年３月１７日から施行し、令和４年２月８日から適用する。

（経過措置）

２　改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附　則

この要綱は、令和４年６月１０日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和５年９月１３日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和６年８月７日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和７年８月２６日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和８年８月２７日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

別表（第４条関係）

補助事業名	補助基準額
一時預かり事業	１　一般型 (1) 一般型対象児童（ただし、(2)を除く） 年間延べ利用児童数により区分される次に定める額とする。 １か所当たり年額 １，５３９，０００円（５０人未満） ２，０６３，０００円（５０人以上１００人未満） ２，５５５，０００円（１００人以上２００人未満） ３，０７９，０００円（２００人以上３００人未満） ３，４９２，０００円（３００人以上９００人未満） ３，７４０，０００円（９００人以上１，５００人未満） ５，４０２，０００円（１，５００人以上２，１００人未満） ７，０６４，０００円（２，１００人以上２，７００人未満） ８，７２６，０００円（２，７００人以上３，３００人未満） １０，３８８，０００円（３，３００人以上３，９００人未満） １２，０５０，０００円（３，９００人以上４，５００人未満） １３，７１２，０００円（４，５００人以上５，１００人未満） １５，３７４，０００円（５，１００人以上５，７００人未満） １７，０３６，０００円（５，７００人以上６，３００人未満） １８，６９８，０００円（６，３００人以上６，９００人未満） ２０，３６０，０００円（６，９００人以上７，５００人未満） ２２，０２２，０００円（７，５００人以上８，１００人未満） ２３，６８４，０００円（８，１００人以上８，７００人未満 ２５，３４６，０００円（８，７００人以上９，３００人未満） ２７，００８，０００円（９，３００人以上９，９００人未満） ２８，６７０，０００円（９，９００人以上１０，５００人未満） ３０，３３２，０００円（１０，５００人以上１１，１００人未満）

	３１，９９４，０００円（１１，１００人以上１１，７００人未満） ３３，６５６，０００円（１１，７００人以上１２，３００人未満） ３５，３１８，０００円（１２，３００人以上１２，９００人未満） ３６，９８０，０００円（１２，９００人以上１３，５００人未満） ３８，６４２，０００円（１３，５００人以上１４，１００人未満） ４０，３０４，０００円（１４，１００人以上１４，７００人未満） ４１，９６６，０００円（１４，７００人以上１５，３００人未満） ４３，６２８，０００円（１５，３００人以上１５，９００人未満） ４５，２９０，０００円（１５，９００人以上１６，５００人未満） ４６，９５２，０００円（１６，５００人以上１７，１００人未満） ４８，６１４，０００円（１７，１００人以上１７，７００人未満） ５０，２７６，０００円（１７，７００人以上１８，３００人未満） ５１，９３８，０００円（１８，３００人以上１８，９００人未満） ５３，６００，０００円（１８，９００人以上１９，５００人未満） ５５，２６２，０００円（１９，５００人以上２０，１００人未満

	） ※２０，１００人以上の場合は別途協議 (2) 特別支援児童（障害児・多胎児）加算 児童１人当たり日額 ４，２００円 2　余裕活用型 児童１人当たり日額 (1) 基本分 ２，８００円 (2) 特別支援児童（障害児・多胎児）加算 ４，２００円

第１号様式（第５条関係）

綾瀬市一時預かり事業補助金交付申請書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

申請者　所　在　地
名　　称
代表者氏名

　　年度綾瀬市一時預かり事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

１　補助事業

２　交付申請額　　円

３　添付書類

(1) 一時預かり事業補助金算出内訳書・実績内訳書（第２号様式）

(2) 一時預かり事業実施計画書・実績書（第３号様式）

第２号様式（第５条関係）

年度一時預かり事業補助金算出内訳書・実績内訳書

施設名

経　費　名	事業支出（予定）額			事業収入（予定）額			差　引　額 G（C－F）	補助基準額 H	補助基本額 I
	人件費 A	その他経費 B	合　　計 C（A＋B）	保護者負担額 D	寄附金その他 E	合　　計 F（D＋E）			
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合　　計									

（注）１　「D」欄は、一時保育料の他、給食費、おやつ代を含めて記入してください。

２　「H」欄は、補助金交付基準に基づく額を記入してください。

３　「Ｉ」欄は、「G」欄と「H」欄の額を比較して少ない方の額を記入してください。

第３号様式（第５条関係）

年度一時預かり事業実施計画書・実績書

施設名

対象児童	対象児童の利用形態	利用世帯	延べ利用児童数												補助基準額
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
一般型対象児童	傷病・入院等の緊急一時保育	世帯	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円
	私的理由による一時保育															
	その他（勤務形態等）															
	小計															
特別支援児童（障害児・多胎児）	傷病・入院等の緊急一時保育															
	私的理由による一時保育															
	その他（勤務形態等）															
	小計															
合計																

（注）１　対象児童別、利用形態別、利用時間ごとの延べ児童数を記入してください。

（注）２　延べ利用児童数の合計欄は、利用時間にかかわらずそのままの人数を計算してください。

（注）３　特別支援児童（障害児・多胎児）の記入欄には、上欄に障害児の数を下欄に多胎児の数を記入してください。

第４号様式（第６条関係）

綾瀬市一時預かり事業補助金（変更）交付決定通知書

年　　月　　日

様

綾瀬市長　　印

　　年　　月　　日付けで申請がありました　　年度綾瀬市一時預かり事業補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第５条（第９条）の規定により、次のとおり決定しました。

１　補助金額　　円

　既交付決定額　　円（　　年　　月　　日決定）

　今回変更（増減）額　　円

２　補助条件

第５号様式（第８条関係）

綾瀬市一時預かり事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

申請者　所　在　地
名　　称
代表者氏名

年　　月　　日付けで決定を受けた　　年度綾瀬市一時預かり事業補助金に係る補助事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、関係書類を添えて申請します。

１　変更の内容

変更（中止・廃止）前	変更（中止・廃止）後
円	円

２　変更（中止・廃止）の理由

３　添付書類

(1) 一時預かり事業補助金算出内訳書・実績内訳書（第２号様式）

(2) 一時預かり事業実施計画書・実績書（第３号様式）

第６号様式（第１０条関係）

綾瀬市一時預かり事業補助金実績報告書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

補助事業者　所　在　地
名　　称
代表者氏名

　　年　　月　　日付けで交付決定を受けた　　年度綾瀬市一時預かり事業補助金に係る補助事業の実績を次のとおり報告します。

補助金所要額	補助金交付決定額	補助金受入済額
円	円	円

添付書類

(1) 一時預かり事業補助金算出内訳書・実績内訳書（第２号様式）

(2) 一時預かり事業実施計画書・実績書（第３号様式）